仕 様 書

1　件名

令和 9 年度山梨県立学校等入学生に向けた学習者用端末の調達業務

2　目的

山梨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、山梨県公立高等学校及び県立特別支援学校高等部において、生徒１人１台端末を活用して、すべての子どもたちの可能性を引き出す学びを推進するため、保護者の負担による学習者用端末の整備を行うこととしている。

このことを踏まえ、教育委員会が端末調達業者（以下「調達業者」という。）及び購入価格等を決定のうえ、調達業者の斡旋を行うことにより、生徒（保護者）負担の軽減及び学校の事務負担の軽減を図りつつ、円滑な調達を実現させることを目的とする。

3　本業務の概要

（１）　教育委員会は、令和 9 年度山梨県立学校等入学生に向けた学習者用端末の調達業務について、公募型プロポーザルを実施し、提案する端末及び調達手続きの設計などを総合的に評価したうえ、最も評価が高かった事業者を調達業者として生徒（保護者）に斡旋する。

（２）　提案端末は、「別紙 1 端末等の仕様」を満たすものとする。

（３）　提案端末の販売価格は提案時に教育委員会へ提示した金額とし、調達業者は調達に関する協定を教育委員会と締結する。

（４）　調達業者は提案した販売の枠組み（ＥＣサイト等）を構築・運用し、生徒（保護者）はその枠組みを活用し、学校を介さずに直接調達業者と端末購入手続きを行う。

（５）　学校は端末代金を徴収しないため、代金の収納は調達業者が行う。

（６）　生徒（保護者）の購入手続きによる発注後、調達業者は納入期限までに端末を納入する。

4　端末等の仕様

別紙１のとおり。

5　想定調達数量・価格の上限

別紙１の仕様を満たす端末を各１種類ずつ準備すること。

（１）想定調達数量（詳細は別紙 2 のとおり）

Ａ端末　　4,820 台程度　内訳 県立高校（定時制含む）：4,770 台、特別支援学校：50 台

Ｂ端末　　91 台程度　内訳 特別支援学校：91 台

ただし、想定調達数量は各校の予定であり、以下のア及びイの場合等により増減することがある。これにより、購入台数が減った場合であっても減った台数を教育委員会が補償して購入するものではない。また、購入台数が増えた場合にも対応できるようにすること。

ア　入学者等の増減があった場合

イ　本仕様で定める提案端末を購入せず、教育委員会が示す仕様を満たす他の端末を学習者用端末として使用する入学者がいる場合

（2）価格の上限について

	端末１台の上限額（税込）	オプションでの購入項目
A端末	100,000 円 （本体・キーボード、３年間の保証）	・スタイラスペン ・A端末１年間の保証延長
B端末	100,000 円（本体・キーボード・１年間のメーカー保証） 90,000 円（本体・カバー・１年間のメーカー保証）	・スタイラスペン ・B端末３年間の保証

6　納入期限

（1）　納入期限は令和 9 年 5 月 14 日（金）までとする。ただし、天災その他避けることのできない理由により期限内に納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに教育委員会と協議することとし、教育委員会がやむを得ないと判断した場合は、納入期限の延期を認めることとする。

（2）　詳細な納入スケジュールについては、調達業者と教育委員会でスケジュール調整を行い、決定するものとする。

7　納入場所

（1）　A端末の納入場所は生徒（保護者）が購入時に指定する場所に納入するものとする。ただし、学校単位で学校への納品を要望する場合は学校へ納品するものとする。また、生徒（保護者）のメリットになる提案があれば実店舗での引渡し等も可とする。

（2）　B端末の納入場所は、各学校に納入するものとする。

8　購入プロセス

（1）　端末・付属品・保証に関するもの

別紙１のとおりとする。

（2）　購入の枠組み等に関するもの

ア　生徒（保護者）による支払いまでを含めた購入手続きは、原則として、令和 9 年 3 月 11 日（木）から同年 4 月 15 日（木）までとし、同年 5 月 14 日（金）までに端末を納入すること。ただし、生徒（保護者）からの購入手続期限を前倒しする学校がある場合、当該購入手続きに対する納入日の前倒しについて教育委員会と協議を行うこと。また、やむを得ず、4 月 16 日以降に購入を希望する生徒（保護者）が出た場合を想定し、同年 9 月 30 日（木）までは購入可能な体制を維持しておくこと。なお、4 月 16 日以降の購入手続きに対する生徒（保護者）への納入は概ね 1 か月以内に行うこと。

イ　購入品目は端末及び仕様書に含まれる付属品、ハードウェア保証をパッケージとし、このパッケージのみの購入とすること。B端末は、キーボードまたはカバーのいずれかを必ず選択し、端末本体とセットで購入とすること。また、A端末の購入者にはスタイラスペン及び保証期間の 1 年間延長を、B端末の購入者にはA端末で提案する保証内容（3 年間）をそれぞれオプションとして購入できるようにすること。

ウ　ＥＣサイトによる購入の枠組みを構築・運用すること。ただし、生徒（保護者）のメリットに

なる手法の提案があればその限りではない。

エ　支払い方法は購入者の利便性を高めるよう、コンビニ払い、クレジットカード払い等の複数の支払い方法に対応すること。支払金額について、一括払い、分割払いの支払方法を選択できるようにすること。

オ　購入方法、ＥＣサイトの操作方法、支払方法等について、生徒（保護者）からの質問に対するサポート体制を整えること。

カ　ＥＣサイトを利用できない生徒（保護者）に向け、他の手段でも購入できるようにすること。

キ　調達業者は、生徒（保護者）が購入手続き（支払い）を完了してから２週間以内に、ＥＣサイト上からのダウンロード等、生徒（保護者）が領収書を取得できるようにすること。なお、領収書は、購入した端末、保証、オプションの金額の内訳が分かるようにすること。

ク　学校ごとに購入手続きフォーム等を分ける必要はないが、学校と生徒（保護者）の情報が紐付くようにすること。その際、生徒（保護者）が自らの学校を正確に選択することができる措置を施すこと。

ケ　購入は生徒（保護者）が行うため、生徒（保護者）に対して購入方法等を示したチラシを作成すること。

※チラシの印刷枚数及び納入時期については、協定締結後に別途指示する。

※チラシの納入先は、各学校とする。

コ　令和 9 年度入学生以外は購入できず、かつ１人につき１台のみ購入可能となる仕組みを構築すること。ただし、教育委員会と調達業者の協議により決定した生徒（保護者）は購入可能とする。

サ　学校に納入する機器については、外箱を開封せずとも「誰が注文した機器か」判別できるよう、宛名を記した紙や注文伝票の貼付など、取り違え等せずに受け渡せるようにするとともに、学校に納入する１週間前までに、学校ごとの引き渡し一覧表（番号、生徒名、品目、数量等）を作成し、教育委員会に電子データ（Microsoft 365 環境において編集可能な Excel 形式、学校ごとにファイル作成）を提出すること。

シ　各学校で生徒（保護者）の購入状況が把握できるよう、学校ごとの購入状況を教育委員会及び各学校に対して提供すること。複数の課程がある学校は、それぞれの課程ごとに購入情報を提供すること。

ス　購入期間終了後、速やかに購入情報を学校別、生徒別に一覧整理し、電子データ（Microsoft 365 環境において編集可能な Excel 形式）で学校ごとにファイルを分けて教育委員会に提出すること。

9　その他

（１）　本仕様書に係る全ての費用（ＥＣサイト運用費用、運搬、搬入、サポート体制等に要する一切の経費を含む）を端末価格に含めて販売すること。

（２）　納品時までに判明した不具合や納品後に判明した不具合(リコール)並びに初期不良については、調達業者がメーカーと協力して、該当する機種全台を対象に部品交換等の改善措置を講ずること。

（３）　端末購入・故障にあたっての生徒（保護者）・教員等からの問合せに対して迅速に対応すること。なお、合格発表から購入まで問合せの増加にも対応できる体制を整えること。特に問合せが多い事項について教育委員会に報告するとともに、必要に応じて対応マニュアルを作成すること。

（４）　端末設定方法や手順について、教育委員会が別途委託する「生徒学習用端末管理保守業務」によ

る設定マニュアル作成に情報提供等協力すること。

（５）　調達業者は、提案するＡ端末２台を令和９年２月から教育委員会に貸し出すこと。なお、貸し出した端末は教育委員会で初期化したうえで返却する。

（６）　調達業者は、販売する端末の仕様や不具合に関する情報を収集し、必要に応じて教育委員会へ報告すること。

（７）　端末について、生徒（保護者）全員が購入できるようにすること。

（８）　教育委員会または市町村が別途用意する予定である給付金制度に基づき端末を購入する世帯については、教育委員会から端末価格の全額または一部を直接調達業者に支払う場合もあるので、対応すること。対応の詳細については都度、教育委員会または市町村と調達業者が協議して決定するものとする。

（９）　端末等機器の納入に用いた梱包資材等（機器を個別梱包する外箱を除く）については、調達業者の責任において持ち帰り、適切に処分すること。

(10)　本業務に関する個人情報等の情報漏洩、改ざん、紛失、破壊などの事故が生じたまたは生じるおそれがあることを知った時は速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指示に従うこと。

(11)　本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、その都度、教育委員会と調達業者が協議して決定するものとする。

別紙１　端末等の仕様

１　仕様

下記仕様を満たす端末を選定すること。

①A端末（Windows 端末）

仕様	
OS	Microsoft Windows 11 Pro またはMicrosoft Windows 11 Pro Education 以上
CPU	インテル プロセッサーN150 相当以上
メモリ	8GB 以上
ストレージ	SSD 128GB 以上(フラッシュメモリ（eMMC/UFS）も可)
画面	10.1 インチ以上 13.5 インチ以下､解像度 1,280×800 ドットまたは 1,366×768 ドット以上、静電容量方式タッチパネル（マルチタッチ)、ペン入力対応
無線	IEEE 802.11ax（Wi-Fi 6）以上、Bluetooth 5.0 以上対応
キーボード	Bluetooth 接続でない日本語キーボード。タッチパッド付き。
形状	・2in1 タイプ（タブレット及びノート PC スタイルで使用可能であること） ・コンバーチブル式及びデタッチャブル式問わない。
サイズ	横幅 320㎜ 未満、縦 260㎜ 未満、厚さ 29㎜ 未満であること。(キーボード装着時)
カメラ機能	インカメラ（HD 画質・90 万画素以上)・アウトカメラ（200 万画素以上）
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上
サウンド	マイク、スピーカー内蔵
外部接続端子	USB3.0 準拠×1 以上（内、Type C×１以上） （ただし、USB 端子を電源アダプタの接続ポートとして兼用する場合は２つ以上を必須とする）
バッテリー	・JEITA 測定法 3.0 により駆動時間 6 時間(動画再生時)以上かつ 12 時間(アイドル時)以上 ・バッテリー交換が可能であること（有償・引取交換の場合を含む）
重さ	1.5kg 未満（本体及びキーボードの合計）
堅牢性	・MIL-STD-810H 準拠または同等の堅牢性を有すること。 ・防滴性能を有すること。
保守・保証	3 年間の保証を付けるものとする。その他の要件は別紙 1 の「２　保証内容」のとおり。
その他	・本県が保有するライセンス（Microsoft365 A5 Student Use Benefit）を本端末に適用するため、Microsoft365 ライセンスに関する初期設定は不要。 ・電源アダプタ（メーカー純正品）及び充電ケーブルが附属すること。 ・マウスは不要。

オプションとする項目

スタイラスペン	・当該端末画面上での文字入力に適したペン（筆圧が弱い使用者であってもペン入力が可能であること、パームリジェクション機能を有すること)。 ・メーカー純正品､または純正品同等性能を有するサードパーティー製でも可。 ・スタイラスペンを使った入力等操作にドライバ等ソフトウェアが必要な場合は、当該ソフトウェアを無償でインストールできるようにし、入手方法の明示及び購入者からの問合せに対応できるようにすること。 ※提案する端末に適合するスタイラスペンが標準で付属する場合は、オプションで購入できるようにする必要はない。
保証期間	購入時に生徒（保護者）が別途費用負担することで保証期間を延長（＋1 年)。

②Ｂ端末（iPad 端末）

仕様	
端末	iPad 第 10 世代または A16 チップ搭載 iPad
モデル	Wi-Fi モデル（ただし Cellular モデルでも可）
OS	・Apple iPad OS（端末が対応している最新OSにアップデートすること） ・本体と同一メーカーが提供するOS（OSのライセンスを含めること）
ストレージ	64GB 以上
保証	1 年間のメーカー保証を付すこと。
その他	・端末の充電が可能な電源アダプタ（メーカー純正品）及び充電ケーブルが附属すること。 ・マウスは不要。 ・購入した端末は教育委員会が契約する Apple School Manager に ADE（Automated Device Enrollment）登録できること。
キーボードまたはカバー（購入者がどちらか片方を選択できるようにすること）	【キーボードの要件】 ・端末に対応する完全に脱着できるメーカー純正品または同等以上 ・JIS 準拠キーボード配列 ・スタンド機能を有していること。 ・ディスプレイカバーとしても利用できること。 ・Smart Connector 接続（MFi 認証取得）、USB Type-C 接続（変換アダプタ不可）のいずれかで接続すること。ただし、USB Type-C 接続の場合には給電可能な USB Type-C 端子を備えること。 【カバーの要件】 ・端末に対応する完全に脱着できるメーカー純正品または同等以上 ・スタンド機能を有していること。

オプションとする項目

追加保証	別紙１の「２　保証内容」に基づき提案する保証に３年間加入する。
スタイラスペン	・当該端末画面上での文字入力に適したペン（筆圧が弱い使用者であってもペン入力が可能であること、パームリジェクション機能を有すること）。 ・メーカー純正品以外で仕様を満たすサードパーティー製でも可。 ・スタイラスペンを使った入力等操作にドライバ等ソフトウェアが必要な場合は、当該ソフトウェアを無償でインストールできるようにし、入手方法の明示及び購入者からの問合せに対応できるようにすること。

２　保証内容

（１）　保証対象物は別紙 1 において納入されるもの（電源アダプタ（メーカー純正品）を含む。ただし、オプションのものは除く。なお、Ｂ端末のキーボードまたはカバーはオプションではないため、保証対象物に含む）とする。

（２）　正常に使用したにもかかわらず、保証対象機器に生じた内部の不具合等でメーカーの保証規定内の保証対象となる故障（自然故障）は保証の対象とする。

（３）　場所を問わず、破損、破裂、水濡れ、水没、天災（地震、噴火、津波を除く）等の外部的な要因に起因する保証対象機器の機能が正常に動作しなくなる等の故障（物損故障）について、保証の対象とする。

（４）　修理不能な故障や、メーカーでの修理に必要な部品や故障機器と同一の製品が調達できない場合には、代替品の提供が可能であること。

（５）　故障機器の引取り及び修理品・代替品の受渡しの対応並びにその際に発生する送料等の費用については、保証に含まれること。

（６）　代替機器の提供についてはできるだけ速やかに行うこと。

３　特記事項

（１）　端末は、製造したメーカー正規代理店の正式なサポートを受けられる製品であること。

（２）　端末の選定にあたっては、仕様書の「６　納入期限」に定める期限までの納入が可能なモデルとすること。

別紙２　令和９年度山梨県立学校等入学者数（見込み）

Ａ端末（Windows）

番号	学校名	所在地	台数(予定)	備考
1	北杜高等学校	北杜市長坂町渋沢 1007-19	160	
2	韮崎高等学校	韮崎市若宮３丁目 2-1	213	定時制あり
3	韮崎工業高等学校	韮崎市龍岡町若尾新田 50-1	154	
4	甲府第一高等学校	甲府市美咲２丁目 13-44	210	
5	甲府西高等学校	甲府市下飯田４丁目 1-1	200	
6	甲府南高等学校	甲府市中小河原町 222	200	
7	甲府東高等学校	甲府市酒折１丁目 17-1	214	
8	甲府工業高等学校	甲府市塩部２丁目 7-1	288	定時制、専攻科あり
9	甲府城西高等学校	甲府市下飯田１丁目 9-1	235	
10	甲府昭和高等学校	中巨摩郡昭和町西条 3000	200	
11	農林高等学校	甲斐市西八幡 4533	137	
12	巨摩高等学校	南アルプス市小笠原 1500-2	178	定時制あり
13	白根高等学校	南アルプス市上今諏訪 1180	118	
14	青洲高等学校	西八代郡市川三郷町市川大門 1733-2	259	
15	身延高等学校	南巨摩郡身延町梅平 1201-2	75	
16	笛吹高等学校	笛吹市石和町市部 3	214	
17	日川高等学校	山梨市一町田中 1062	187	
18	山梨高等学校	山梨市上神内川 194	139	定時制あり
19	塩山高等学校	甲州市塩山三日市場 440-1	109	
20	都留高等学校	大月市大月２丁目 11-20	171	定時制あり
21	上野原高等学校	上野原市八ツ沢 555	78	
22	都留興譲館高等学校	都留市上谷５丁目 7-1	177	
23	吉田高等学校	富士吉田市下吉田６丁目 17-1	214	
24	富士北稜高等学校	富士吉田市新西原１丁目 23-1	204	
25	富士河口湖高等学校	南都留郡富士河口湖町船津 6663-1	146	
26	中央高等学校	甲府市飯田５丁目 6-23	40	定時制
27	ひばりが丘高等学校	富士吉田市上吉田東４丁目 3-1	10	定時制
28	ろう学校	山梨市大野 1009	2	特別支援学校
29	桃花台学園	笛吹市石和町中川 1400	48	特別支援学校
30	甲府商業高等学校	甲府市上今井町 300	240	市立高校
		合計	4,820	

※台数（予定）について、全日制課程は各校の募集定員による。定時制課程・支援学校は「令和８年度中学校等卒業予定者の第１次進路希望調査結果」を元に算出した。

Ｂ端末（iPad）

番号	学校名	所在地	台数（予定）	備考
1	盲学校	甲府市下飯田 2 丁目 10-2	1	特別支援学校
2	甲府支援学校	甲府市下飯田 2 丁目 10-3	8	特別支援学校
3	あけぼの支援学校	韮崎市旭町上條南割 3251-1	5	特別支援学校
4	わかば支援学校	南アルプス市有野 3346-3	31	特別支援学校
5	やまびこ支援学校	大月市猿橋町桂台 3 丁目 31-1	6	特別支援学校
6	ふじざくら支援学校	南都留郡富士河口湖町船津 6663-1	7	特別支援学校
7	かえで支援学校	甲府市東光寺町 2 丁目 25-1	23	特別支援学校
8	山梨大学教育学部附属特別支援学校	甲府市天神町 17-35	10	国立大学法人設置の特別支援学校
		合計	91	

※台数（予定）について、「令和８年度中学校等卒業予定者の第１次進路希望調査結果」を元に算出した。